

## ～ 共済組合からのお知らせ ～

### 【ご注意ください】非正規社員管理システムの登録について

#### ① 雇用継続が決定した方は、お早めに雇用マスタの更新登録を

例年 3 月末と 9 月末には時給制契約社員の方の雇用期間が満了となり、それ以降の雇用を希望される場合（雇用継続）でも、一旦「退職」の扱いとなります。

雇用マスタ上の契約期間が更新登録されないまま日を空けてしまうと、共済組合には「退職」としてデータ連携されてしまいますので、雇用マスタへの事前登録（更新）をお願いいたします。

#### ◆ 雇用継続なのに「退職」が共済組合にデータ連携されると…

特に！のお問合せで雇用マスタの更新漏れが多数判明しています！

- I. 退職していないにもかかわらず『資格喪失証明書』が発行されることがあります。
- II. 共済組合の資格を喪失した状態となり、医療機関受診の際に窓口でマイナ保険証や資格確認書を利用したオンライン資格確認ができません。厳密な資格確認を行う医療機関では、マイナ保険証や資格確認書を提示しても、オンラインで『資格なし』と表示された場合は、一旦は 10 割負担での会計とされることもある等、組合員とご家族にご迷惑をおかけするおそれがあります。
- III. 給与から共済掛金が控除できない又は二重に請求されることがあります。
- IV. マイナンバーを利用した情報連携の仕組みにより、自治体等の行政機関の要求に応じ、『資格喪失』と誤った資格情報が自動的に提供されることがあります。

#### ② 住所変更の際は「個人マスタ」に加え「雇用マスタ」の更新も

非正規社員管理システムの雇用マスタ及び個人マスタの住所は、下表のように共済組合に紐づけられているため、医療機関でオンライン資格確認を閲覧したときに旧住所が表示され、病院の窓口で指摘されたり、本人確認に時間がかかったりすることがあります。

非正規社員管理システム		共済システム（共済組合の用途）
雇用マスタの住所	連携⇒	オンライン資格確認の表示住所
個人マスタの住所	連携⇒	各種書類の送付先住所

#### 【お問い合わせ先】

- ◆ 「オンライン資格確認」「資格喪失証明書」等に関すること  
日本郵政共済組合 共済センター 標準報酬担当  
〒330-9792 埼玉県さいたま市中央区新都心 3-1  
共済組合コールセンター 0120-97-8484（平日 9:00～18:00）

※ 共済組合では、非正規社員管理システムに関すること、共済掛金の給与控除に関することはお答えできません。ご不明な場合は、本社・支社・集約部署・九州BPOセンター等の関連部署へご照会ください。